

令和8年9月15日

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

支出負担行為担当官

盛岡地方法務局長 最上 喜幸

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 盛岡地方法務局管理建築物及び建築設備等点検業務
- (2) 仕 様 等 交付する仕様書のとおり
- (3) 履行場所 交付する仕様書のとおり
- (4) 履行期間 交付する仕様書のとおり

2 見積合わせ参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてD等級以上の等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。

- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒020-0045

盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎

盛岡地方法務局会計課施設係 担当：志賀、亘理

電 話：019-624-1145（直通）

FAX：019-629-1237

4 仕様書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

公示日から令和8年10月1日（木）までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日を除く。）

(2) 交付場所

上記3のとおり（電子メールによる交付を希望する場合は、上記3に問合せをすること。）

5 提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

ア 見積書

イ 本業務の調達に関する「履行証明書」

ウ 前記2の(2)の「資格審査結果通知書」の写し

エ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でないことを証する「誓約書（役員名簿添付）」

(2) 提出方法

持参又は郵送により行うものとするが、電子メールによる提出を希望する場合は、上記3の問合せ先に電話にて連絡すること。

(3) 提出期限

令和8年10月2日（金）正午まで

(4) 提出場所

上記3のとおり

6 見積合わせの日時

令和8年10月2日（金）午後2時（非公開）

7 見積書に記載する見積価格

見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

なお、総価のほか、仕様書別紙1に記載する点検対象施設ごとの金額（内訳）についても記載すること。

8 見積りの無効

本公示に示した応募資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは、無効とする。

9 契約の相手方の決定方法

予決令第99条の5の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

10 契約保証金の納付

免除する。

11 その他

- (1) 見積書作成及び提出に係る費用は、全て応募者負担とする。
- (2) 支出負担行為担当官の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方は、契約書の作成を要する。
- (4) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (5) 現地確認を求める者は、前記3に連絡し、事前に日程を調整すること。
- (6) その他詳細は、盛岡地方法務局オープンカウンター方式実施要領（平成29年11月2日）及び見積依頼説明書によるので、参照のこと。

以 上